

三輪小学校いじめ防止基本方針

五所川原市立三輪小学校

校長 會津隆史

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子にも、いつでも、どこでも起こりうる」という基本認識にたち、教育目標「心やさしく、たくましく生きる児童の育成」の達成のため、「三輪小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ・不登校対策委員会」(生徒指導主任、学年主任、養護教諭、校長、教頭、教務)を組織し、すばやい連絡・報告体制を築いていきたい。

「いじめ対策推進基本法」をうけ、学校におけるいじめの未然防止策及び校長を中心とした組織体制、教育委員会及び関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応を確立することにより、全教職員がサインを見逃すことなく、いじめ撲滅に向け、取り組んでいかななくてはならないと考える。

2 いじめとは

(1) いじめの定義(第2条参照)

- ・「いじめ」とは、児童に関して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、物理的影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつていじめをうけた児童が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめに対する基本的な考え

- ・「いじめは絶対に許されない、いじめはいじめる側が悪い」という認識
- ・「いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる」という認識
- ・「いじめ未然防止のためのアンテナを、ぴんと張る」という認識

3 基本の方針

☆ 全教職員が共働・共感し、組織をあげていじめ防止に取り組む学校を創る。

(1) **未然防止** 全校におけるいじめ防止に関する措置

- ・生徒指導主任、学年主任、校長、教頭、教務主任を中心とした「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル等を作成させる。

<学校として>

- ・あらゆる教育活動を通して、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・子供たちの発達段階に応じて、いじめを防止する取り組みができるように指導・支援する。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く

意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるように保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

- ・「ノーいじめ宣言」を全校で宣言し、いじめは絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを全員で意思統一する。
- ・校長が「いじめに関する講話」を全校集会で行い、いじめに気づいた時は、すぐに担任をはじめ、周りの先生方や大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・6月と11月の定期的なアンケート実施とその後の個人面談で、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- ・企画委員会（児童会）でも、いじめに関する取り組み企画を行わせる。
- ・児童や保護者にアンケートを実施し、分析し、いじめの早期発見・早期対応を図らせる。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談体制を充実させ、未然防止に努めることを第一とする。
- ・専門的な知識を有する専門家を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身につけさせ、いじめ防止に対処させる。

<保護者・地域として>

- ・どの子供もいじめの加害者にも被害者にもなりうることを普段から話し合いをし、児童の発する変化のサインに気づいたら、まず学校に相談するようにする。
- ・学校だよりや学級・学年だよりに目を通し、参観日や行事に積極的に参加しながら、学校・家庭・地域で連携を深め合うようにする。

(2) **いじめ発生時**

<いじめられた子供への対応>

- ・確認された場合は、校長の指示のもと「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、個別の聞き取り調査をすみやかに行い、重大事態とならないように対処する。
- ・事実関係を的確に確認し、親身な態度で、悩みを受け止め支える指導をしながら、指導の記録簿を残すようにする。
- ・不安に思っている保護者に対して、把握した事実関係を説明するとともに今後二度と起こらないようにする体制づくりについて、理解と協力を得られるように努める。
- ・全教職員にも事実関係を説明し、全教職員でサポートしながら、解決に向けた支援を行う。
- ・養護教諭やカウンセラーや医師等と連携し、メンタルヘルス・ケアを行い、自信や存在感を持たせる場の提供を行う。
- ・家庭訪問や保護者との話し合いの場を設け、教育委員会にこまめに報告しながら、指示を仰ぐ。

<いじめた子への対応>

- ・相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度とこのようなことがないよう毅然とした継続的指導をする。

- ・いじめに至った原因や背景を確認し、家庭とも連絡しあいながら、家での様子を知るようにする。
- ・学級環境の改善策を協議し、道徳の授業や学級指導を充実させ、豊かな人間関係を育むための指導を継続していく。

4 校内体制について

- ・校務分掌に「三輪いじめ・不登校対策委員会」を位置づける。
生徒指導主任，学年主任，校長，教頭，教務主任，養護教諭を構成員とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① いじめ防止等の取り組みや対応策を話し合う。② 相談内容を把握し合う。③ 児童や保護者へいじめ防止について啓発等をする。 |
|---|

- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任，担任を加え，事実関係の把握，関係児童・保護者への対応等について協議し合う。
児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら，本校の全教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては，内部評価のみならず，外部評価・第三者評価も実施し，その結果を公表し，次年度の改善に生かすようにする。

5 五所川原市教育委員会をはじめ関係機関との連携

- ・いじめを確認した場合の五所川原市教育委員会への報告，重大事態発生時の対応等については，説明責任もあるため法に則して五所川原市教育委員会に指導・助言を求めて，学校として組織的に動く。
- ・PTAや住民協議会の会合等で五三中学区の話し合いが持たれるので，小・小連携や小・中連携を深めながら，健全育成についての話し合いを推奨するようお願いをしていく。

【いじめのサイン】のみきわめ方

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は、自分から言い出せないことが多い。多くの教師の目で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	いじめられている児童のサイン
登校時 朝の スタート前	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。その理由が明確でない。 ・教師と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴えることが多くなる。 ・提出物の忘れや期限遅れが頻繁になる。 ・担任が教室に入ってから、教室に入ってくる。
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材，教科書等の忘れ物が目立つ。 ・机の周りが乱れて散らかっている。 ・決められた座席と違う席に座りたがる。 ・教科書，ノートの汚れが普通でなくなる。 ・突然個人名が出たりする。
給 食 休み時間 清掃時等	<ul style="list-style-type: none"> ・給食にいたずらされる。 ・給食を自分の席で食べようとしない。 ・用のない場所に一人であることが増える。 ・ふざけあっているが楽しい表情でない。 ・衣服が汚れていたりする。 ・一人で孤立して掃除している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・あたふたと下校する。または、用もないのに帰りたがらない。 ・持ち物がなくなったり、いたずらされたりする。 ・一人でスポーツクラブの準備、片付けをしている。

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場 面	いじめている児童のサイン
すべての 場面で	<ul style="list-style-type: none"> ・教室の隅などで仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある児童にだけ、周りの子が異常に気を使っている。 ・教師が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教師が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

教 室 で の サ イ ン
<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだなが聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると、特定の児童の名前が出る。・筆記用具等の貸し借りが多くなる。
<ul style="list-style-type: none">・壁や机、トイレのドアなどにいたずらや落書きがある。・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインが出ている。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

家 庭 で の サ イ ン
<ul style="list-style-type: none">・学校や友人のことを話さなくなる。・友人やクラスの不平不満を口にすることが多くなる。・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこっそり見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがあったりする。・遊ぶ友達が急に変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<ul style="list-style-type: none">・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・学校へ行く時刻になると体調不良を訴える。・食欲不振、不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none">・学習時間が減る。・成績が下がる。
<ul style="list-style-type: none">・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者，地域との連携

いじめ・不登校対策委員会

【定期開催】

- ・学校いじめ防止基本方針作成，見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果，報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童への支援方針

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ対策委員会

未然防止

- ◇学業指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特活&道徳教育の充実
 - ・学級会・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

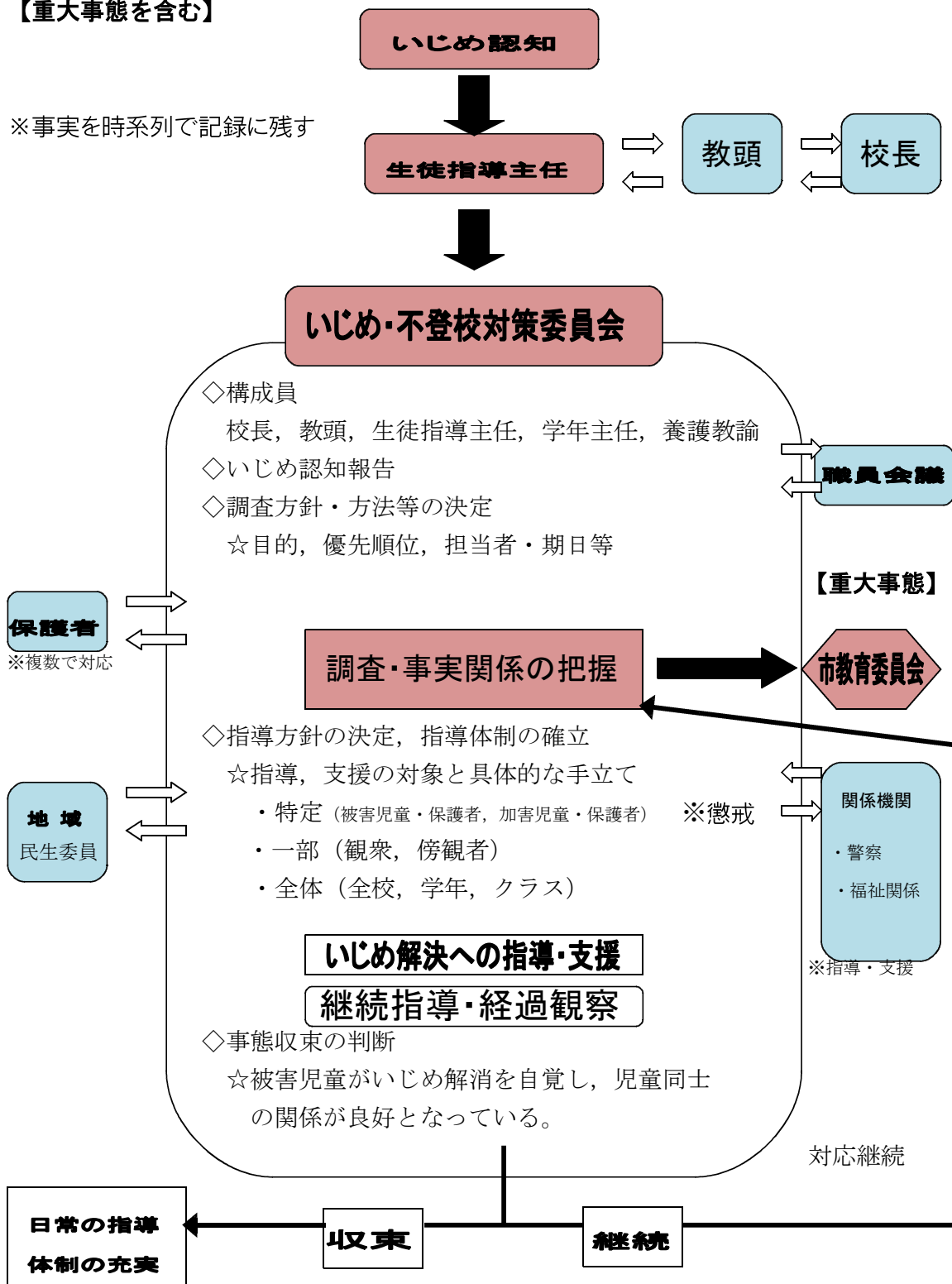
早期発見

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談，訴え
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示，徹底
 - ・要配慮児童の実態把握

緊急時の組織的対応(いじめへの対応)

【重大事態を含む】

※事実を時系列で記録に残す



※いじめは解消したが継続した指導が必要

いじめ防止に関わる年間計画

	校 内		校 外
	教職員	児童	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の共通理解 ・参観日での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校指導 ・校外班会議 ・いじめ発見アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・市児童生徒問題行動対策推進会議
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・家庭確認 ・全校集会でいじめ防止についての話 	<ul style="list-style-type: none"> ・連休前指導, 連休のしおり ・いじめ発見アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・市学警連協議会総会① ・北五地区生徒指導推進協議会総会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・いじめ発見アンケート③ ・心のアンケート(教育相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中生徒指導研究協議会 ・市学警連協議会②
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・参観日での情報交換 ・夏休みのしおりを通して事故・非行・いじめ防止の呼びかけ ・いじめ防止基本方針見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見アンケート④ ・夏休み前指導 ・夏休みのしおり 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後全校集会指導 ・登下校指導 ・いじめ発見アンケート⑤ 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・全校集会でいじめ防止についての話 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 ・いじめ発見アンケート⑥ 	

10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・全校集会でいじめ防止についての話 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見アンケート⑦ 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・全校集会でいじめ防止についての話 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見アンケート⑧ ・教育相談週間 ・心のアンケート(教育相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市学警連協議会③
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・冬休みのしおりを通して事故・非行・いじめ防止の呼びかけ ・いじめ防止基本方針見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み前指導 ・冬休みのしおり ・いじめ発見アンケート⑨ 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・小中連携会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み後指導 ・積雪時登下校指導 ・いじめ発見アンケート⑩ 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・参観日での情報交換 ・全校集会でいじめ防止についての話 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・いじめ発見アンケート⑪ ・心のアンケート(教育相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・北五地域生徒指導推進協議会役員会 ・市学警連協議会④
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・いじめ防止基本方針見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外班会議 ・いじめ発見アンケート⑫ 	

◎上記以外の計画（日程は決定後職員会議等で報告する）

- ・三中学区生徒指導部会
- ・JUMP チームの交流（三中学区の児童生徒）、本校から企画委員会が参加
- ・児童会・生徒会交流会